

京都文教大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神に基づく人間教育を基盤に、広い教養と専門分野の能力を身につけ心豊かな人間の世界を創りあげる有為の人材を育成するとともに、真摯なる学術研究を通して斯学の進展に寄与し、もって教育・学術の発展に貢献することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検、評価の組織及び方法については別に定める。

(授業内容及び方法の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学部、学科、設置の目的、入学定員、修業年限及び大学院

(学部、学科、設置の目的、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に次の学部、学科を置く。

総合社会学部 総合社会学科

臨床心理学部 臨床心理学科

こども教育学部 こども教育学科

2 学部、学科の設置の目的を別表第1に定める。

3 本学において設置する学部、学科の入学定員及びその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	200名	3年次2名	804名
臨床心理学部	臨床心理学科	150名	3年次1名	602名
こども教育学部	こども教育学科	90名	3年次2名	364名

(修業年限及び在学期間)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

3 編入学生の在学期間は、4年を超えて在学することはできない。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第3章 学年、学期、授業週数及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日より9月30日まで

秋学期 10月1日より翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めたときは、春・秋学期の期間を変更することができる。

(授業週数)

第9条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたり行うことを原則とする。

2 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認める場合は、この限りでない。

(休業日)

第10条 本学の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学園の創立記念日 5月25日

(4) 春期休業 3月1日より3月31日まで

(5) 夏期休業 8月1日より9月30日まで

(6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで

2 前項第4号乃至第6号の休業日は変更することがある。又、前項にかかわらず臨時に休業日又は授業日を定めることができる。

第4章 教育課程、履修方法及び単位の認定等

(教育課程)

第11条 本学の教育課程は、授業科目を分けて基盤教育科目、専門科目及び資格関連科目とし、別表第2の通りとする。

(履修方法)

第12条 学生は別表第2及び別に定める履修の方法にしたがって所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において修得する単位数は、次の通りとする。

学部	学科	単位数
総合社会学部	総合社会学科	124 単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	124 単位以上
こども教育学部	こども教育学科	124 単位以上

(教育職員免許に要する単位取得)

第13条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

学部	学科	取得できる教員免許状
総合社会学部	総合社会学科	中学校教諭 1種免許状(社会)
		高等学校教諭 1種免許状(公民)
臨床心理学部	臨床心理学科	高等学校教諭 1種免許状(公民)
こども教育学部	こども教育学科	小学校教諭 1種免許状
		幼稚園教諭 1種免許状

(博物館学芸員資格の取得)

第14条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、第12条の規定によるほか、博物館法及び博物館法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士受験資格の取得)

第15条 精神保健福祉士受験資格を得ようとする者は、第12条の規定によるほか、精神保健福祉法等に定める単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士受験資格取得に必要な演習、実習科目を履修するためには本学が定める実施要件を満たさなければならない。

3 精神保健福祉士受験資格取得に必要とする演習・実習の時間数は、精神保健福祉士法に定める時間数とする。

4 精神保健福祉士受験資格取得に関する詳細は別に定める。

(保育士資格の取得)

第16条 保育士の資格を得ようとする者は、第12条の規定によるほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 保育士資格に関する詳細は別に定める。

(公認心理師受験資格の取得)

第17条 公認心理師受験資格を希望する者は、第12条の規定によるほか、公認心理師法が定める要件を満たさなければならない。

2 公認心理師受験資格に関する詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第18条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを原則とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると教授会が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。又、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディア

アを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の認定)

第 19 条 科目に対する単位の認定は試験による。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆答・口答・論文・実技・作品提出等によって行う。

2 所定の授業料、教育充実費を未納のものは試験を受けることができない。ただし、特別の事由があるものについては教授会の審議を経て、学長が受験を認めることがある。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 20 条 教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は外国の大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学に留学することを認めることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が 30 単位を限度として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 21 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準<昭和 31 年文部科学省令第 28 号>第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第 2 項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位については、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第 3 項の規定を準用する。

(成績)

第 22 条 授業科目の試験の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 段階とし、秀・優・良・可の場合を合格と認め、所定の単位を認定する。

第 5 章 入学

(入学の時期)

第 23 条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 24 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文

部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 25 条 本学への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 27 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、連帯保証人を定め、誓約書その他必要な書類及び入学金等を所定の期日までに提出し、納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第 28 条 連帯保証人は本学が適当と認めた者とする。

2 連帯保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する一切の債務につき、学長が定める上限において連帯して責任を負わねばならない。

(編入学)

第 29 条 本学の第 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学の課程を修了した者
- (2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を取得した者
- (3) 高等専門学校、国立養護教諭養成所、及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (4) 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則附則第 7 条に規定する者

2 前項の編入学志願者に対する取り扱いについては、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 45 条の規定を準用する。

3 前項の規定により編入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位数の取り扱い並びに編入学後に履修すべき授業科目等については、教授会の審議を経て、学長がこれを定める。

(再入学及び転入学)

第 30 条 本学に再入学又は転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することができる。

2 前項の選考に合格した者の入学手続き及び入学許可については第 27 条の規定を準用する。

- 3 前項の規定により入学を許可された者の授業科目及び単位数の取り扱いについては前条第 3 項の規定を準用する。

第 6 章 休学・転学・留学・復学・退学・除籍及び復籍

(休学)

第 31 条 疾病その他特別の理由により 3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年を越えることができない。
3 休学期間は、第 5 条の在学期間に算入しない。

(転学)

第 33 条 他の大学へ入学又は転学をしようとする者は、連帯保証人連署の上願い出で、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 34 条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 4 条に定める在学期間に含めることができる。

(復学)

第 35 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 36 条 退学しようとする者は、連帯保証人連署の上願い出で、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、教育充実費、休学期間中の在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 5 条第 2 項及び第 3 項に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 38 条 前条第 1 号により除籍された者が、所定の納付金を納入した場合は、教授会の審議を経て、学長が復籍を認めることができる。

第 7 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 39 条 本学において、卒業の認定を受けるために必要な単位数は、必修の授業科目を含め基盤教育科目及び専門科目等より第 12 条第 2 項の通り修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 40 条 本学に 4 年以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 卒業認定の時期は、各学期末とする。

3 本条第 1 項の規定にかかわらず、臨床心理学部に 3 年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得した者については、教授会の審議を経て、学長が早期卒業を認定し、学士の学位を授与することができる。なお、これに関する必要な事項は別に定める。

(学位)

第 41 条 本学を卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

総合社会学部 総合社会学科 学士(総合社会学)

臨床心理学部 臨床心理学科 学士(臨床心理学)

こども教育学部 こども教育学科 学士(こども教育学)

第 8 章 研究生及び外国人留学生

(研究生)

第 42 条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の審議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志望することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

5 研究生に関し必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 43 条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 9 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 44 条 本学の教育課程の中 1 科目又は数科目につき履修を志願する者があるときは、相当の学力ありと認めた者に対し、教育研究に支障のない限り、教授会の審議を経て、学長がこれを許可する。

2 科目等履修生として履修した科目について試験の上単位を与えることができる。

- 3 この章において規定するもののほか科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第10章 入学検定料・入学金・授業料・教育充実費

(入学検定料等の金額)

第45条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 30,000円 追加出願料 10,000円 (1出願につき)

入学金 150,000円

授業料(年額) 960,000円

教育充実費(1年次：年額) 300,000円

教育充実費(2年次以降：年額) 360,000円

- 2 大学入試センターが実施する試験の成績のみを利用する入学者選抜の検定料は、15,000円とする。
- 3 Web出願による入学検定料は半額とする。
- 4 第1項にかかわらず京都文教短期大学及び京都文教高等学校からの入学生は入学金を免除することができる。
- 5 本学園の建学の精神に深く賛同する者で、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、ファミリー制度の適用を受け、第1項にかかわらず入学金のうち、30,000円を減免することができる。ただし、第4項と重複する入学生においては、第4項のみを優先して適用するものとする。
- (1) 3親等以内に本学園設置校(園)の卒業(園)生がいること
- (2) 兄弟姉妹が本学園設置校(園)に在籍していること
- 6 入学検定料、入学金の納入時期及び方法等その他必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納付)

第46条 授業料、教育充実費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において必要と認める時はこれを分納、あるいは延納させることができる。

春学期 4月中

秋学期 10月中

(退学等の場合の授業料等)

第47条 学期の途中で退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者の当該学期分の授業料、教育充実費は、その全額を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料、教育充実費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第48条 定められた期日までに休学願を提出し休学を許可された者又は休学を命ぜられた者の当該学期分の授業料、教育充実費を免除する。ただし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第49条 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料、教育充実費等を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 50 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する学期末までの授業料、教育充実費を納入しなければならない。

(修業年限を超えて在籍する者の授業料等)

第 51 条 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については別に定める。

(その他の納入金)

第 52 条 教育職員免許状、学芸員資格、精神保健福祉士受験資格、保育士資格及び公認心理師受験資格を取得するために必要な諸費用及び演習・実習等に係る個人的費用はその実費を徴収する。

(納付した授業料等)

第 53 条 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は返還しない。ただし、入学手続き時における入学金以外の取扱いについては別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、教授会の審議を経て、学長はこれを賞することがある。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者
- (3) 社会的に表彰に値する行為のあった者
- (4) 課外活動で顕著な成績をおさめた者
- (5) 学科に関わる活動で特に貢献のあった者

(懲戒)

第 55 条 本学の規則に違反し、又は学生として本分にもとる行為のあった者に対して、教授会の審議を経て、学長はこれを懲戒することがある。

2 前項の懲戒は次の 3 種とする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

第 12 章 教職員組織及び職務

(教職員)

第 56 条 本学に次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

- 2 学長は必要あるときは、副学長、学長補佐を置くことができる。

(教職員の職務)

第 57 条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第 13 章 教授会

(教授会)

第 58 条 本学各学部に教授会を置く。教授会には必要ある時は、准教授及びその他必要な職員を出席させることができる。

- 2 学長は教授会を召集し、学部長がその議長となる。
- 3 学部長事故ある時は、あらかじめ学長が指名した者が議長となる。
- 4 教授会に関する事項は別に定める。

(教授会の審議事項)

第 59 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 14 章 大学運営会議

(大学運営会議)

第 60 条 本学に大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関する事項は別に定める。

第 15 章 付属研究教育機関

(ともいき基盤教育センター)

第 61 条 本学にともいき基盤教育センターを置く。

- 2 ともいき基盤教育センターに関する事項は別に定める。

(ともいき研究推進センター)

第 62 条 本学にともいき研究推進センターを置く。

- 2 ともいき研究推進センターに関する事項は別に定める。

(産業メンタルヘルス研究所)

第 63 条 本学に産業メンタルヘルス研究所を置く。

2 産業メンタルヘルス研究所に関する事項は別に定める。

(地域協働研究教育センター)

第 64 条 本学に地域協働研究教育センターを置く。

2 地域協働研究教育センターに関する事項は別に定める。

(臨床物語学研究センター)

第 65 条 本学に臨床物語学研究センターを置く。

2 臨床物語学研究センターに関する事項は別に定める。

第 16 章 図書館

(図書館)

第 66 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は別に定める。

第 17 章 生涯学習等

(生涯学習等)

第 67 条 本学は、文化の振興及び地域社会の発展に寄与するため次の事業を行う。

(1) 公開講座

(2) 生涯学習に資する事業

第 18 章 健康管理センター

(健康管理センター)

第 68 条 本学の教職員、学生の保健医療のため健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する事項は別に定める。

第 19 章 心理臨床センター

(心理臨床センター)

第 69 条 本学に心理臨床センターを置く。

2 心理臨床センターに関する事項は別に定める。

第 20 章 学生相談室

(学生相談室)

第 70 条 本学に学生相談室を置く。

2 学生相談室に関する事項は別に定める。

第 21 章 補則

(補則)

第 71 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

第 22 章 改廃手続

(改廃)

第 72 条 この学則の改廃は、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。

附 則

1. 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(第 23 条第 4 号追加)
3. 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条改正、第 5 条新設、第 6 条条変更、第 7 条改正、第 8 条条変更、第 9 条及び第 10 条改正、第 11 条乃至第 23 条条変更、第 24 条及び第 25 条改正、第 26 条乃至第 30 条条変更、第 31 条改正、第 32 条条変更、第 33 条改正、第 34 条乃至第 45 条条変更、第 46 条改正、第 47 条乃至第 50 条条変更、第 51 条改正、第 52 条乃至第 56 条条変更、第 18 章第 57 条新設、第 19 章第 58 条及び第 20 章第 59 条章条変更)

4. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 46 条に規定する修業年限を越えて在籍する者の授業料等については、平成 12 年度在籍者より適用する。(第 7 条改正、第 10 条及び第 11 条別表第 1 改正、第 13 条新設、第 14 条乃至第 45 条条変更、第 34 条改正、第 41 条改正、第 46 条新設、第 47 条乃至第 61 条条変更)

5. 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条改正、第 10 条別表第 1 改正、第 62 条改正、第 19 章第 60 条新設、第 20 章第 61 条及び第 21 章第 62 条章条変更)

なお、平成 8 年度から平成 13 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	文化人類学科	120 名	3 年次 20 名	520 名
	臨床心理学科	120 名	3 年次 20 名	520 名

6. 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 14 年度以前の入学生及び平成 16 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適応する。(第 11 条別表第 1 改正、第 14 条新設、第 15 条乃至第 34 条条変更、第 35 条改正、第 36 条乃至第 63 条条変更)

7. 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 15 年度以前の入学生及び平成 17 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適応する。(第 1 条改正、第 3 条改正、第 9 条改正、第 10 条別表第 1 改正、第 11 条改正、第 12 条改正、第 35 条改正、第 37 条改正、第 48 条改正、第 54 条改正)

8. 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前の入学生及び平成 19 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1 改正)

9. 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 17 年度以前の入学生及び平成 19 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1 及び第 21 条第 5 号改正)

10. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 18 年度以前の入学生及び平成 21 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1、第 29 条、第 50 条、第 52 条、第 54 条改正)

11. 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。(第 3 条新設、第 2 章第 4 条改正及び別表第 1 新設、第 5 条乃至第 10 条条変更、第 11 条改正及び別表第 2 改正及び別表名変更、第 12 条改正、第 13 条条変更、第 14 条改正、第 15 条改正、第 16 条乃至第 26 条条変更、第 27 条改正、第 28 条改正、第 29 条条変更、第 30 条改正、第 31 条乃至第 33 条条変更、第 34 条改正、第 35 条条変更、第 36 条改正、第 37 条条変更、第 38 条改正、第 39 条乃至第 41 条条変更、第 42 条改正、第 43 条乃至第 49 条条変更、第 50 条改正、第 51 条乃至第 54 条条変更、第 55 条第 56 条改正、第 14 章第 57 条新設、第 15 章第 58 条改正、第 59 条新設、第 16 章第 60 条乃至第 21 章第 65 条条変更、第 22 章第 66 条改正)

ただし、平成 19 年度以前の人間学部文化人類学科入学生並びに人間学部現代社会学科入学生、平成 21 年度以前の人間学部文化人類学科編入学生並びに人間学部現代社会学科編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 11 条別表第 2 改正)

12. 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 20 年度以前の入学生及び平成 22 年度以前の編入学生については旧学則を適用する。(第 4 条、第 11 条別表第 2、第 20 条、第 27 条改正)

なお、平成 20 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	文化人類学科	120 名	3 年次 20 名	520 名
	現代社会学科	80 名	3 年次 5 名	330 名
臨床心理学部	臨床心理学科	200 名	3 年次 20 名	840 名

13. 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 及び第 22 条改正)

14. 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 改正)

15. 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 11 条別表第 2 改正、第 13 条、第 15 条改正、第 16 条新設、第 17 条、第 39 条、第 50 条改正、第 16 条乃至第 66 条条変更)

ただし、平成 23 年度以前の人間学部入学生、平成 25 年度以前の人間学部編入学生について旧学則を適用する。

ただし、平成 23 年度以前の臨床心理学部臨床心理学科入学生、平成 25 年度以前の臨床心理学部臨床心理学科編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

16. 本学則は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。(第 43 条別表第 3 改正)

17. 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 11 条別表第 2、第 13 条第 2 項、第 39 条改正)

ただし、平成 24 年度以前の入学生及び平成 26 年度以前の編入学生については旧学則を適

用する。

なお、平成 21 年度から平成 24 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	文化人類学科	80 名	3 年次 20 名	360 名
	現代社会学科	120 名	3 年次 5 名	490 名
臨床心理学部	臨床心理学科	200 名	3 年次 20 名	840 名

18. 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 改正、第 51 条改正、第 61 条及び第 62 条新設、第 63 条乃至第 69 条条変更)ただし、平成 25 年度以前の入学生及び平成 27 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

19. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 18 条、第 19 条、第 28 条、第 6 章章名、第 31 条改正、第 34 条新設、第 35 条条変更、第 36 条、第 37 条改正、第 38 条条変更、第 39 条改正、第 40 条条変更、第 41 条改正、第 42 条条変更、第 43 条改正、第 44 条乃至第 46 条条変更、第 47 条改正、第 48 条乃至第 51 条条変更、第 52 条、第 53 条、第 54 条改正、第 55 条条変更、第 56 条、第 57 条、第 58 条改正、第 59 条乃至第 69 条条変更、第 22 章章名、第 70 条改正)

20. 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 15 条、第 36 条改正)

21. 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 8 条、第 11 条別表第 2、第 12 条、第 13 条、第 38 条改正)ただし、平成 28 年度以前の入学生及び平成 30 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。

なお、平成 25 年度から平成 28 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	200 名	3 年次 25 名	850 名
臨床心理学部	臨床心理学科	130 名	3 年次 20 名	560 名
	教育福祉心理学科 こども教育心理専攻	50 名	—	200 名
	教育福祉心理学科 保育福祉心理専攻	40 名	—	160 名

22. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 11 条別表 2、第 12 条改正、第 17 新設、第 18 条乃至第 28 条条変更、第 29 条、第 30 条改正、第 31 条乃至第 36 条条変更、第 37 条改正、第 38 条乃至第 52 条条変更、第 53 条改正、第 54 条乃至第 60 条条変更、第 61 条改正、第 62 条乃至第 71 条条変更)

ただし、平成 29 年度以前の入学生及び平成 31 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

23. 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 45 条、第 52 条改正、第 15 章章名改正、第 61 条新設、第 62 条乃至第 72 条条変更、別表第 3 削除)

ただし、平成 30 年度以前の入学生及び令和 2 年度以前の編入学生は旧学則の別表第 2 を適用することとするが、平成 30 年度の臨床心理学部臨床心理学科入学生については、公認心理師受験資格科目のみ平成 31 年 4 月 1 日改正の別表第 2 を適用する。

なお、第 17 条及び第 52 条は平成 30 年度の入学生（編入学生を除く）から

適用する。

また、第 45 条について平成 30 年度以前の入学生は旧学則を適用する。

24. 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 9 条、第 11 条、第 11 条別表第 2、第 12 条、第 13 条、第 39 条、第 41 条改正)

ただし、平成 31 年度以前の入学生及び令和 3 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。

なお、平成 29 年度から平成 31 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	200 名	3 年次 3 名	806 名
臨床心理学部	臨床心理学科	150 名	3 年次 2 名	604 名
	教育福祉心理学科 小学校教員養成コース	50 名	—	200 名
	教育福祉心理学科 保育福祉心理コース	40 名	—	160 名

25. 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 36 条、第 45 条第 4 項、第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 53 条改正)

ただし、令和 2 年度以前の入学生及び令和 4 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。第 45 条第 4 項については、令和 4 年度入学生より適用する。

26. 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 45 条改正)

ただし、令和 3 年度以前の入学生及び令和 5 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。なお、第 45 条第 5 項については、令和 5 年度入学生より適用する。

27. 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 12 条、第 40 条改正)

ただし、令和 4 年度以前の入学生及び令和 6 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。なお、第 40 条第 3 項については、令和 5 年度入学生より適用する。

別表第 1

学部学科の設置の目的

学部・学科	設置の目的
総合社会学部	<p>総合社会学部は、建学の理念を受け、仏教精神を基盤とし、ダイナミックに動く文化と社会に関わり、「共に生きる」ことによって「人間」を学び、広く社会に貢献することを理念とする。</p> <p>広い教養と専門分野の能力を身につけ、広く人間の文化と社会についての知識を深め、新たな文化創造に寄与する人間とより良き社会の実現に貢献する人材を育てることを目的とする。</p>
総合社会学科	<p>総合社会学科は、社会科学を基盤として、現代の社会現象全般について情報を収集し、分析し、行動に移すための学識及び知性を涵養し、グローバル化する現代社会の総合的理解を具え、よりよい社会の構築に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p>
臨床心理学部	<p>臨床心理学部は、建学の理念を受け、より広い視野のもとで、人や社会との生きたかかわりを持ち、自分の生きる意味を見出し、他者を助け、みずから行動できる力を持った社会人を積極的に育成することを基本理念とする。</p>
臨床心理学科	<p>臨床心理学科は、臨床心理学的教養を生かしてさまざまな領域で活躍できる人材を養成することに教育の焦点をあてる。とりわけ、臨床心理学的な教養に裏打ちされた豊かなコミュニケーションの力の育成を重視し、多様な領域で活躍できる人材を育てていくことを目的とする。</p>
こども教育学部	<p>こども教育学部は、建学の理念を基盤に据え、小学校教員・幼稚園教員・保育士養成課程を通して、「こどもの最善の利益」を第一に考え行動でき、保護者から信頼され、地域の課題に貢献できる教育・保育に携わる専門的な人材を養成する。とりわけ、より広い視野のもと、必要な専門的な知識・技能を習得し、確かな使命感や責任感、教育的愛情や人間性を育み、こども一人ひとりを大切にす臨床学的な教育の視点を大切にし、教育・保育分野の専門職としての力量を、「学び続ける」ことを通して不断に向上させる力を育成する。</p>
こども教育学科	<p>こども教育学科は、小学校教員、幼稚園教員、保育士として、保護者や地域の期待に充分に応えることができる、教育・保育専門職としての必要不可欠な資質・能力を身につけた人材の養成を目的とする。とりわけ、教育・保育の専門的職業人としての知識・技能を習得し、使命感や責任感、倫理観、教育的愛情や意欲を育み、教育・保育の場で十分な実践的指導力を発揮でき、地域に貢献できる資質・能力を育成する。</p>

別表第2

基盤教育科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. KBUアイデンティティ科目)				必修4単位	
仏教入門	2				
大学入門	1				
地域入門	1				
(2. 学習スキル科目)				総合社会学部及び臨床心理学部は必修科目を含む4単位以上 こども教育学部は必修4単位を含む6単位以上	
初年次演習	2				
書く技法	2				
情報機器演習			2		
映像制作活用演習			2		
(3. ライフデザイン科目)				総合社会学部及び臨床心理学部はライフデザイン科目から4単位以上、ワークデザイン科目から2単位以上、合わせて6単位以上 こども教育学部はライフデザイン科目から4単位以上	
シチズンシップ論			2		
人権論			2		
現代とICT			2		
健康科学			2		
生涯スポーツ			2		
体育実技			1		
(4. ワークデザイン科目)					
キャリアと自己形成A			2		
キャリアと自己形成B			2		
キャリアと自己形成C			2		
地域インターンシップ事前指導			1		
地域インターンシップ			1		
海外インターンシップ事前指導			1		
海外インターンシップ			1		
インターンシップ			2		
(5. ともいき教養科目)				総合社会学部及び臨床心理学部は6単位以上 こども教育学部は4単位以上	
仏教学			2		
浄土学			2		
宗教学			2		
哲学			2		
倫理学			2		
文学論			2		
歴史学			2		
芸術論			2		
民俗学			2		
日本国憲法			2		
宇宙の科学			2		
生命の科学			2		
環境論			2		
社会科学論			2		
統計学			2		
言語と社会			2		
社会福祉			2		
(6. コミュニケーション科目)				必修科目を含む8単位以上	
英語コミュニケーションⅠ	1				
英語コミュニケーションⅡ	1				
英語コミュニケーションⅢ	1				
英語コミュニケーションⅣ	1				
英語リーディングⅠ	1				
英語リーディングⅡ	1				
英語リーディングⅢ	1				
英語リーディングⅣ	1				
英語コミュニケーションⅤ			1		
英語コミュニケーションⅥ			1		
英語リーディングⅤ			1		
英語リーディングⅥ			1		
フランス語Ⅰ			1		

フランス語Ⅱ			1	
フランス語Ⅲ			1	
フランス語Ⅳ			1	
ドイツ語Ⅰ			1	
ドイツ語Ⅱ			1	
ドイツ語Ⅲ			1	
ドイツ語Ⅳ			1	
スペイン語Ⅰ			1	
スペイン語Ⅱ			1	
スペイン語Ⅲ			1	
スペイン語Ⅳ			1	
中国語Ⅰ			1	
中国語Ⅱ			1	
中国語Ⅲ			1	
中国語Ⅳ			1	
韓国語Ⅰ			1	
韓国語Ⅱ			1	
韓国語Ⅲ			1	
韓国語Ⅳ			1	
日本手話Ⅰ			1	
日本手話Ⅱ			1	
(7. ともいき実践科目)				総合社会学部及び臨床心理学部は2単位以上
プロジェクト・地域ボランティア入門			1	
地域ボランティア演習A			2	
地域ボランティア演習B			1	
プロジェクト科目ⅠA			2	
プロジェクト科目ⅠB			2	
プロジェクト科目Ⅱ			2	
セルフアセスメント演習			1	

総合社会学部 総合社会学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 専門基礎科目)				必修2単位を含め、8単位以上	
(1-1. 概論科目)					
総合社会学入門	2				
メディア研究概論			2		
社会心理学概論			2		
経済学概論			2		
経営学概論			2		
法学概論			2		
社会学概論			2		
文化人類学			2		
国際地域研究概論			2		
観光学概論			2		
地域デザイン概論			2		
現代史			2		
系統地理学			2		
(1-2. スキル科目)				4単位以上	
データ分析入門			2		
メディアリテラシー			2		
フィールド調査法			2		
地域調査法			2		
社会調査入門			2		
(2. 専門基幹科目)				12単位以上	
(2-1. 経済・経営分野)					
日本経済論			2		
ミクロ経済学			2		
マクロ経済学			2		
簿記論			2		
経営組織論			2		
経営戦略論			2		

映像メディア論			2	
アパレル流行論			2	
消費行動の心理			2	
犯罪の心理学			2	
ポピュラー文化論			2	
文化心理学			2	
身体文化論			2	
(3-3. 公共政策分野)				
紛争と解決			2	
国際法総論			2	
民法Ⅲ			2	
民法Ⅳ			2	
行政法			2	
政治学総論			2	
デモクラシー論			2	
比較社会論			2	
比較政治論			2	
社会保障論			2	
家族・ジェンダー論			2	
地方自治と政策			2	
(3-4. 国際文化分野)				
日本語の歴史と方言			1	
日本史総論			2	
外国史総論			2	
国際教育論			2	
国際コミュニケーション論			2	
東アジアポップカルチャー論			2	
文化交流実践A			2	
文化交流実践B			2	
音声学			1	
(3-5. 観光・地域デザイン分野)				
現代観光論			2	
観光政策論			2	
観光デザイン論			2	
観光コミュニケーション論			2	
都市と観光の社会学			2	
サービス・ホスピタリティ論			2	
世界遺産論			2	
地域資源マネジメント論			2	
スポーツと地域			2	
福祉と地域デザイン			2	
京都の暮らしと地域デザイン			2	
音楽と癒し			2	
京都ツーリズム論			2	
観光外国語			2	
(4. 基幹演習科目)				
総合社会学基礎演習	2			必修16単位
総合社会学専門演習	2			
総合社会学研究Ⅰ	2			
総合社会学研究Ⅱ	2			
総合社会学研究Ⅲ	2			
卒業研究Ⅰ	2			
卒業研究Ⅱ	2			
卒業論文	2			
(5. 実習・表現・発信科目)				
総合社会学実習AⅠ			2	2単位以上
総合社会学実習AⅡ			2	
総合社会学実習B			2	
総合社会学実習C			2	
総合社会学実習D			2	
総合社会学実習E			2	
総合社会学実習F			2	

表現・発信系演習1			2	
表現・発信系演習2			2	
表現・発信系演習3			2	
表現・発信系演習4			2	
表現・発信系演習5			2	
表現・発信系演習6			2	
(6. キャリア構築科目)				必修1単位を含め、2単位以上
総合社会学とキャリア構築	1			
社会に活かす大学での学び			1	
地域の業界・企業研究			1	
エクスターンシップ実習			2	
(7. キャリア関連科目)				
実用簿記論Ⅰ			2	
実用簿記論Ⅱ			2	
秘書実務論			2	
旅行業論Ⅰ			2	
旅行業論Ⅱ			2	
旅行実務論Ⅰ			2	
旅行実務論Ⅱ			2	
公務員プログラム講義Ⅰ			2	
公務員プログラム講義Ⅱ			2	
公務員プログラム講義Ⅲ			2	
地域公共政策士総合演習A			1	
地域公共政策士総合演習B			1	
地域公共政策士総合演習C			1	
グローバル人材PBL演習			2	

総合社会学部 資格関連科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 教職に関する科目)					
教職概論			2		
教育学概論			2		
教育社会学			2		
同和教育論			2		
特別支援教育概論(中・高)			1		
カリキュラム論			2		
中等社会科教育法			2		
小中社会科教育法			2		
社会科・公民科教育法			2		
社会科・公民科授業実践論			2		
授業研究(社会・公民)			2		
道徳教育指導論			2		
総合的な学習の時間の指導法(中・高)			1		
特別活動論			2		
教育方法・技術論(情報通信技術の活用含む)			2		
生徒・進路指導論			2		
教育相談			2		
教育実習指導			2		
教育実習A			2		
教育実習B			4		
教職実践演習(中・高)			2		
介護等体験特講			1		
(2. 博物館学に関する科目)					
生涯学習概論			2		
博物館概論			2		
博物館経営論			2		
博物館資料論			2		
博物館資料保存論			2		
博物館展示論			2		
博物館情報・メディア論			2		
博物館教育論			2		
博物館実習A			1		

博物館実習B			1	
博物館実習C			1	
(3. 社会調査士資格に関する科目)				
社会調査方法論			2	
量的調査法			2	
(4. 日本文化・日本語教師養成プログラムに関する科目)				
日本語をまなぶ／おしえる			1	
日本語教授法			2	
日本語教育実習			2	

臨床心理学部 臨床心理学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考	
	必修	選必	選択			
(1. 基幹演習科目群)						
コミュニケーションスキル演習	2			必修16単位以上		
臨床心理学基礎演習	2					
臨床心理学演習	2					
臨床心理学研究法演習Ⅰ	2					
臨床心理学研究法演習Ⅱ	2					
臨床心理学総合演習Ⅰ	2					
臨床心理学総合演習Ⅱ	2					
臨床心理学専門演習			2			
卒業論文	2					
(2. 専門コミュニケーション科目群)						
臨床コミュニケーション論			2	4単位以上		
臨床心理学実践演習(カウンセリング1)			1			
臨床心理学実践演習(カウンセリング2)			1			
臨床心理学実践演習(カウンセリング3)			1			
臨床心理学実践演習(カウンセリング4)			1			
臨床心理学実践演習(芸術療法1)			1			
臨床心理学実践演習(芸術療法2)			1			
臨床心理学実践演習(芸術療法3)			1			
臨床心理学実践演習(箱庭療法1)			1			
臨床心理学実践演習(箱庭療法2)			1			
臨床心理学実践演習(箱庭療法3)			1			
臨床心理学実践演習(箱庭療法4)			1			
臨床心理学実践演習(夢分析1)			1			
臨床心理学実践演習(夢分析2)			1			
臨床心理学実践演習(夢分析3)			1			
臨床心理学実践演習(フォーカシング)			1			
臨床心理学実践演習(マインドフルネス)			1			
臨床心理学実践演習(ボディワーク)			1			
臨床心理学実践演習(ダンス/ムーブメントセラピー)			1			
臨床心理学実践演習(グループアプローチ1)			1			
臨床心理学実践演習(グループアプローチ2)			1			
臨床心理学実践演習(グループアプローチ3)			1			
臨床心理学実践演習(精神科診断学)			1			
心理演習			2			
心理実習A			1			
心理実習B			1			
外国書講読Ⅰ			2			
外国書講読Ⅱ			2			
臨床心理学とキャリア構築			1			
社会に活かす臨床心理学			1			
心理臨床面接演習			2			
(3. 専門科目群(心理学科目))						
心理学概論			2		必修2単位を含む34単位以上	
知覚・認知心理学			2			
学習・言語心理学			2			
感情・人格心理学			2			
神経・生理心理学			2			
発達心理学			2			

法学概説			2	
政治学総論			2	
経済学概説			2	
国際法総論			2	
社会福祉原論A			2	
社会福祉原論B			2	
社会福祉調査の基礎			2	
刑事司法と福祉			2	

臨床心理学部 臨床心理学科 資格関連科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 教職に関する科目)					
教職概論			2		
教育学概論			2		
教育社会学			2		
同和教育論			2		
特別支援教育概論(中・高)			1		
カリキュラム論			2		
中等社会科教育法			2		
社会科・公民科教育法			2		
社会科・公民科授業実践論			2		
授業研究(社会・公民)			2		
総合的な学習の時間の指導法(中・高)			1		
特別活動論			2		
教育方法・技術論(情報通信技術の活用含む)			2		
生徒・進路指導論			2		
教育相談			2		
教育実習指導			2		
教育実習A			2		
教育実習B			4		
教職実践演習(中・高)			2		
(2. 精神保健福祉士に関する科目)					
ソーシャルワーク演習			2		
ソーシャルワーク演習(専門)IA			2		
ソーシャルワーク演習(専門)IB			1		
ソーシャルワーク演習(専門)IIA			2		
ソーシャルワーク演習(専門)IIB			1		
ソーシャルワーク実習指導IA			2		
ソーシャルワーク実習指導IB			1		
ソーシャルワーク実習指導IIA			2		
ソーシャルワーク実習指導IIB			1		
ソーシャルワーク実習I			3		
ソーシャルワーク実習II			2		

こども教育学部 こども教育学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 専門基幹科目群基幹講義科目)					
教育・保育のための子ども学	2			必修15単位およびいずれかの選択必修科目2単位を含む19単位以上	
教育原論	2				
心身の発達と学習過程	2				
教職入門(小)		2			※1
保育・教職入門		2			※2
教育制度論(小)			2		※1
教育制度論(幼)			2		※2
教育行政学			2		
教育課程論	2				
教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	2				
教育相談の理論と方法	2				
特別支援教育概論	1				
発達障害への支援	2				
イングリッシュスキル			2		

(2. 専門基幹科目群基幹演習科目)				14単位	
こども教育学基礎演習	2				
こども教育学演習Ⅰ	2				
こども教育学演習Ⅱ	2				
こども教育学研究法演習Ⅰ	2				
こども教育学研究法演習Ⅱ	2				
こども教育学総合演習Ⅰ	1				
こども教育学総合演習Ⅱ	1				
卒業論文	2				
(3. 専門基幹科目群基幹実践科目)				4単位以上	
学校インターンシップⅠ			1		
学校インターンシップⅡ			1		※1
学校インターンシップⅢ			1		
学校インターンシップⅣ			1		
学校インターンシップⅤ			1		
学校インターンシップⅥ			1		
学校インターンシップⅦ			1		
海外教育インターンシップ			1		
介護等体験特講			1		※1
教育実習事前事後指導(小)			1		
教育実習(小)			4		
教職実践演習(小)			2		※1
遊びと育ち実践演習			2		※2
保育インターンシップ			1		
教育実習事前事後指導(幼)			1		
教育実習(幼)			4		
保育・教職実践演習(幼)			2		※2
(4. 発展科目群)				6単位以上	
教育・保育のための臨床心理学			2		
発達臨床学			2		
教育・保育のための心理学的支援の実際			1		
教育・保育のための心理学的査定と観察法			1		
実践教育カンファレンス			1		
実践保育カンファレンス			1		
教育と医学			1		
現代社会とこども・家族			1		
教育・保育現場実践ソーシャルワーク			1		
(5. 専門職科目群初等教育科目)				40単位以上	
国語			2		※1
社会			2		※1
算数			2		※1
理科			2		※1
生活			2		※1
音楽			2		※1
図画工作			2		※1
家庭			2		※1
体育			2		※1
英語(外国語)			2		※1
初等教科教育法(国語)			2		※1
初等教科教育法(算数)			2		※1
初等教科教育法(理科)			2		※1
初等教科教育法(生活)			2		※1
初等教科教育法(音楽)			2		※1
初等教科教育法(図画工作)			2		※1
初等教科教育法(家庭)			2		※1
初等教科教育法(体育)			2		※1
初等教科教育法(英語)			2		※1
小中社会科教育法			2		※1
道徳の理論と指導法			2		※1
総合的な学習の時間の指導法(小)			2		※1
特別活動と進路の指導法			2		※1
生徒指導の理論と方法			2		※1

(6. 専門職科目群保育・幼児教育科目)				
子どもと健康			1	※2
子どもと人間関係			1	※2
子どもと環境			1	※2
子どもと言葉			1	※2
子どもと表現			1	※2
子ども理解の理論と方法			2	※2
保育内容総論			2	※2
保育内容 健康			2	※2
保育内容 人間関係			2	※2
保育内容 環境			2	※2
保育内容 言葉			2	※2
保育内容 表現			2	※2
器楽実践演習Ⅰ（入門）			1	
器楽実践演習Ⅱ（基本）			1	
器楽実践演習Ⅲ（発展）			1	
造形実践演習			1	
子どもと体育			1	
保育原理			2	
社会的養護Ⅰ			2	
子ども家庭福祉			2	
社会福祉原論A			2	
保育の心理学			2	
子ども家庭支援の心理学			2	
子どもの保健			2	
子どもの健康と安全			1	
子どもの食と栄養			2	
子ども家庭支援論			2	
子育て支援			1	
乳児保育Ⅰ			2	
乳児保育Ⅱ			1	
社会的養護Ⅱ			1	
障がい児保育			2	
保育の計画と評価			2	
保育実習Ⅰ（保育所）			2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）			1	
保育実習Ⅰ（施設）			2	
保育実習指導Ⅰ（施設）			1	
保育実習Ⅱ			2	
保育実習Ⅲ			2	
保育実習指導Ⅱ			1	
保育実習指導Ⅲ			1	

※1を小学校教育コースのコース必修科目とする

※2を幼児教育コースのコース必修科目とする